

令和 8 年度 浮島 1 期地区及びその周辺における排水計画等基本検討業務委託 企画提案書作成・応募要領

1 目 的

本市は、人口増加に伴う市街地の過密化や宅地開発などによる一般廃棄物や産業廃棄物の増大、公共事業により発生する建設発生土や浚渫土砂の増大に対応するため、川崎区浮島町の地先海面を廃棄物埋立処分場とし、昭和 53 年に浮島 1 期埋立事業を開始した。その後、同事業は平成 8 年 3 月に竣工し、浮島町地先には、約 93ha の土地（以下「浮島 1 期地区」という。）が造成された。

浮島 1 期地区については、平成 18 年 2 月に策定した「浮島 1 期埋立地暫定土地利用基本方針」に基づき、浮島太陽光発電所の設置や民間事業者への貸付等、暫定的な土地利用を進めてきた。また、将来的な本格利用に向けた方向性等を示すため、平成 28 年 3 月に「浮島 1 期地区土地利用基本方針」を策定している。

さらに、近年の事業を取り巻く環境変化等を踏まえ、令和 8 年 5 月には「浮島 1 期地区活用検討にあたっての基本的な考え方」を新たにとりまとめたところである。

本業務は、民間事業者の参入を視野に入れた浮島 1 期地区の本格的な活用を推進するため、土地活用しやすい基盤条件の整理を行うことを目的とする。具体的には、既存インフラの基礎調査を行うとともに、地区全体の排水計画及びこれと整合する造成計画について、基本的な方向性及び課題をとりまとめ、今後の設計に資する概略検討を行うものである。

2 業務委託について

(1) 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日まで

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式

(4) 契約上限額

13,354,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約書作成の要否

要

3 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単独の法人とし、次に掲げる要件を備えた者とする。なお、複数の法人による設計共同体（JV）での参加は認めない。

(1) 参加表明者

- ① 本業務と同種又は類似する実績として、過去 10 年間（平成 28（2016）年 4 月以降）に業務完了したもので、以下いずれかの実績がある者

- 同種実績

国、都道府県、市区町村が発注した業務において、海面埋立地（人工島）における雨水

排水計画を含む基盤整備検討の実績を有すること

- 類似実績

国、都道府県、市区町村が発注した業務において、5 ha 以上の開発事業※における雨水排水計画を含む基盤整備検討の実績を有すること

※開発事業とは、都市計画法第 12 条に定める市街地開発事業のほか、都市計画法第 29 条に定める開発許可等に基づく一体的な基盤整備を伴う事業を含むものとする。

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

③ 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

④ 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

⑤ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

⑥ 令和 7・8 年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、本業務に対応するとして定めた以下の業種・種目に登録されている者

- 業種「12 建設コンサルタント」

- 種目「06 上下水道及び工場用水道部門」及び「07 下水道部門」

(2) 配置予定管理技術者

① 下記のいずれかの資格を有し、登録を行っているものであること。

- 技術士（上下水道部門）

- R C C M（下水道）

② 本業務と同種又は類似する実績として、過去 10 年間（平成 28（2016）年 4 月以降）に業務完了したもので、管理技術者（もしくはそれに準じる業務責任者）として、以下いずれかの実績がある者

- 同種実績

国、都道府県、市区町村が発注した業務において、海面埋立地（人工島）における雨水排水計画を含む基盤整備検討の実績を有すること

- 類似実績

国、都道府県、市区町村が発注した業務において、概ね 5 ha 以上の開発事業※における雨水排水計画を含む基盤整備検討の実績を有すること

※開発事業とは、都市計画法第 12 条に定める市街地開発事業のほか、都市計画法第 29 条に定める開発許可等に基づく一体的な基盤整備を伴う事業を含むものとする。

③ 参加表明書の提出期限日から、参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出日に 3 カ月以上の雇用関係があることをいう。なお、前述の雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取扱う。また、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。

4 企画提案書記載事項

企画提案書は、提案者の知見、これまでの実績、セールスポイント等を盛り込み、当該業務に対する理解及び実施能力が分かりやすいものとする。また、別紙仕様書に基づき、以下の(1)及び(2)に関する優位性が明確となるよう作成すること。

(1) 実施方針

浮島 1 期地区及びその周辺における現状及び土地活用を実施するにあたっての課題についての認識を示すとともに、業務全体の業務フローを明確にした上で、各業務の具体的な検討手順及び工夫する点について記載すること。

(2) 特定テーマ（本業務を検討するにあたっての留意事項）

本地区における既存施設の整備状況、周辺環境及び地区特性を踏まえ、排水計画及び造成計画の検討にあたって想定される課題及び留意事項について、整理すること。

そのうえで、本業務において検討すべき方策やアプローチの考え方について示すとともに、それぞれの特徴や検討上のポイントを整理したうえで、本地区に適した方向性について提案すること。

必要に応じて、検討の考え方が分かる模式図、フロー図等を用いて説明すること。

【関連する業務内容】

『(3) 既存インフラ基礎調査』

『(4) 雨水排水計画の方向性検討』

『(5) 造成計画の方向性検討』

5 スケジュール予定

本募集に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付
企画提案募集開始	7 月 16 日（木）
参加意向申出書提出期限	7 月 29 日（水）
質問書提出期限	7 月 29 日（水）
企画提案書提出期限	8 月 7 日（金）
審査（ヒアリング）	8 月 19 日（水）

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡する。

6 応募書類

(1) 参加意向申出書の提出

提出期限 7 月 29 日（水） 17 時必着

① 参加意向申出書（様式 1 号） 正本 1 部

② 誓約書（様式 3 号） 正本 1 部

③ 類似・関連事業の実績一覧表（様式 4 号） 正本 1 部

④ 配置予定管理技術者の経歴等一覧表（様式 5 号） 正本 1 部

⑤ 付属書類 各 1 部

ア) ③④の根拠となる業務契約書の写し及び業務概要が分かる資料（特記仕様書等）の写し
電子メールでの提出とする。ファイルは PDF 形式で提出するものとし、1 通あたりのファイル容量は 5 メガバイト以内とする。（複数分けて送付可）

イ) 配置予定管理技術者の雇用関係を確認できる書類

健康保険被保険者証が廃止されたことに伴い、雇用関係を確認できる書類は以下のとおりとする。個人番号カード（マイナンバーカード）の提出は認めない。

・監理技術者資格者証の写し

- ・市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・年金事務所作成の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- ・その他雇用関係が確認できる書類の写し

※参加を取り下げる場合は、8月7日（金）までに参加辞退届（様式2号）正本1部を提出すること。

(2) 質問書の提出

提出期限 7月29日（水） 17時必着

質問書（様式6号）

- ・様式を用いて電子メールにて提出すること。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、8月4日（火）までに電子メールにて送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者のみに回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 8月7日（金） 17時必着

- ・①から④の一식을電子メールにて提出すること。
- ・ファイルはPDF形式で提出するものとし、ファイル容量は5メガバイト以内とする。
- ・プリントアウト時に既定の枚数内になるように設定しておくこと。

① 企画提案書表紙（様式7号） 正本1部

② 企画提案書（様式任意） 正本1部

- ・A4横片面印刷で2頁以内とする。フォントは10.5pt以上にすること。（表紙を除く）
- ・別紙仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、理解及び実施能力が分かりやすいものとする。図表等を用いることも可とする。

③ 費用見積書（様式8号） 正本1部

- ・見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。

④ 事業の配置予定管理技術者・従事予定者一覧表（様式9号） 正本1部

- ・参考となる履歴、資格等がある場合は、その内容を記載すること。
- ・提出後の配置予定管理技術者の変更は、発注者がやむを得ない事情がある場合を除き、認めないものとする。なお、配置予定管理技術者は、参加意向申出書提出時に記載した者と同一とすること。

(4) 提出方法

6(1)⑤の付属書類、6(2)質問書及び6(3)企画提案書については、電子メールでの提出のみとする。

上記以外の提出物（6(1)①から④）については、直接持参または郵送（締切日必着）で提出すること。

(5) 提出先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市 臨海部国際戦略本部基盤整備推進部 エリア整備推進担当 宛

（電子メール）59kiban@city.kawasaki.jp

7 委託先の選定

(1) 選考方法

- ① 1次審査及び2次審査による審査及び評価を行う。
- ② 1次審査は、書類審査により提案資格の確認を実施する。審査結果は、確定後直ちに、提案者に書面により通知（様式10号）する。
- ③ 2次審査は、当該評価委員会において、提案書等について30分程度のヒアリング（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）を実施する。また、2次審査の出席者は、配置予定管理技術者含む計2名までとし、プレゼンテーションにおける説明者は配置予定管理技術者が発言すること。

なお、プレゼンテーション用の資料を投影することは妨げないが、企画提案書に記載の無い情報については評価の対象とはしない。また、投影で使用するPCについては、提案者が準備するものとする（HDMIケーブル、モニターについては、川崎市が貸与する）。

実施予定日：令和8年8月19日（水）

- ④ 2次審査の結果により提案内容の順位付けを行い、総合得点が61点以上でかつ、最も高い提案者を業務委託候補者として特定する。
- ⑤ 総合得点が最も高い提案者が複数ある場合は、P.7の別紙「評価項目及び基準等」のうち「評価項目C) D)」の合計得点が最も高い提案者を業務委託候補者とする。
- ⑥ ⑤に該当する提案者が複数ある場合は、業務経費が最も安価な提案者を業務委託候補者とする。
- ⑦ ⑥に該当する提案者が複数ある場合は、評価委員の協議により、業務委託候補者を決定する。
- ⑧ 提案者が、1社のみであっても、評価委員の平均点が61点以上であれば、業務委託候補者とする。
- ⑨ 上記の他、詳細については別途提案者宛てに連絡する。

(2) 選考基準

別紙「評価項目及び基準等」（P.7）により実施する。

8 選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に書面により通知（様式11号）する。

9 失格事由

次の事由に該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 企画提案書が提出期間内に提出されない場合
- (2) 企画提案の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 当該評価委員会に欠席した場合
- (4) 「3 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、本企画提案書作成・応募要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

10 その他

(1) 企画提案書等について

- ① 企画提案書等作成に伴う費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書等は企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 企画提案書等に記載した担当予定技術者は原則として変更できない。ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行なう場合には発注者の承諾を得るものとする。

(2) 契約関係について

① 業務内容の協議

契約後の業務にあたっては、企画提案された業務そのものを実施するものではなく、発注者と十分に協議の上、実施する。

また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めることとする。

② 成果物について

本業務における一切の成果物は、すべて発注者に帰属する。また、発注者は本業務の成果物を、自ら使用及び使用許諾した範囲において、随時利用できるものとする。

③ 守秘義務について

本業務を遂行する上で知り得た情報については、発注者の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできない。

④ 個人情報の適正な維持管理について

本業務を行う上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 契約手続について

契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

別紙

【評価項目及び基準等】									
評価項目①			評価基準	配点	評価点数				
					適切な体制を確認できる	適切な体制を確認できない			
業務遂行能力等	業務体制	A) ・実施体制及び役割分担、各担当者の業務実績が具体的に明示されており、業務の性質に応じた適切な実施体制が確保されているか。	10	10	0				
	専門技術力(業務実績)	B) ・同種・類似業務の履行実績があるか。	10	同種業務が1件ある	類似業務が1件ある				
				10	0				
小計			20						
評価項目②			評価基準	配点	評価点数				
					優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
企画提案内容	実施方針	C) ・浮島1期地区及びその周辺の現状(土地利用に關する課題等)について的確な分析がされており、業務フローが明確で、業務の進め方に具体性と確実性があるか。	20	20	16	12	8	4	
	特定テーマ (本業務を検討するにあたっての留意事項)	D) ・浮島1期地区における既存施設の整備状況、周辺環境及び地区特性の整理が網羅的であり、地区の課題を具体的かつ的確に捉えているか。 ・排水計画及び造成計画の方向性検討にあたっての考え方が、提案者の実績・専門知識・ノウハウ等に裏付けられた合理的なものであり、現実的な提案になっているか。	30	30	24	18	12	6	
	業務経費	E) ・提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	10	10	8	6	4	2	
	プレゼンテーション及びヒアリング	F) ・説明に説得力があり、わかりやすい内容となっているか。	20	20	16	12	8	4	
小計			80						
合 計			100点						

■決定方法

評価項目①(業務遂行能力)については、事務局(臨海部国際戦略本部基盤整備推進部)において、合議により点数を決定する。

評価項目②(企画提案内容)については、各評価委員が採点し、全評価委員(委員長は除く)の採点結果を集計し、評価委員数で除したものを評価項目②の点数とする。

事務局は、評価項目①及び評価項目②の合計点を集計し、合計点が最も高い提案者を業務委託候補者として特定する。